

青梅市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年6月12日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市市税条例の一部を改正する条例

青梅市市税条例（平成10年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第61条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、
2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1
とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1
とする。

付則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第10条の2中第12項を第14項とし、第11項の次に次の2項
を加える。

12 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1
とする。

13 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第30条第15項を同条第17項とし、同条第14項中「もしくは第42項」を「、第42項、第44項もしくは第45項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第13項中「第3項および第5項」を「第5項および第7項」に、「第3項および第6項」を「第5項および第8項」に、「第4項、第6項および第7項」を「第6項、第8項および第9項」に、「第6項から第8項まで」を「第8項から第10項まで」に、「第8項の」を「第10項の」に、「第9項から第11項まで」を「第11項から第13項まで」に、「第10項」を「第12項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第8項から同条第12項までを2項ずつ繰り下げ、同条第7項中「第3項」を「第5項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「第3項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第61条の次に1条を加える改正規定、付則第10条の2第12項を同条第14項とし、同条第11項の次に2項を加える改正規定(同条第13項にかかる部分を除く。)、付則第30条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に2項を加える改正規定(同条第4項にかかる部分を除く。)ならびに付則第3条および付則第4条の規定 公布の日

(2) 付則第5条第1項の改正規定および次条の規定 平成31年1月1日

(3) 付則第 5 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(4) 付則第 10 条の 2 第 1 2 項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 1 項の次に 2 項を加える改正規定（同条第 1 3 項にかかる部分に限る。）および付則第 30 条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に 2 項を加える改正規定（同条第 4 項にかかる部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の青梅市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 6 1 条の 2 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（青梅市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 8 2 条および新条例」を「青梅市市税条例第 8 2 条および」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 8 2 条 第 2 号 ア (イ)	3,900 円	3,100 円
第 8 2 条 第 2 号 ア (ウ) a	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円

第 8 2 条 第 2 号 ア (ウ) b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
付則第 1 6 条第 1 項	第 8 2 条	青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 1 2 号。以下この条において「平成 2 6 年改正条例」という。）付則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条
付則第 1 6 条第 1 項 の表第 2 号ア(イ)の 項	第 2 号ア(イ)	平成 2 6 年改正条例付則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
付則第 1 6 条第 1 項 の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 2 6 年改正条例付則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(ウ) a
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
付則第 1 6 条第 1 項 の表第 2 号ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 2 6 年改正条例付則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(ウ) b
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

青梅市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する等の法律（平成29年法律第2号）の施行に伴い、個人市民税の所得割の非課税の範囲等の整備、固定資産税および都市計画税の課税標準にかかる地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

個人の市民税の所得割の非課税の範囲等の規定にかかる整備（付則第5条関係）

改正後	現 行
同一生計配偶者	控除対象配偶者

(2) 固定資産税および都市計画税関係

ア 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業および事業所内保育事業の用に供する家屋および償却資産にかかる課税標準の特例措置にわがまち特例が導入されたことに伴い、固定資産税および都市計画税の課税標準の特例割合を2分の1（地方税法の参酌基準：2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下（現行2分の1））と定める。（第61条の2関係）

イ 企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋および償却資産にかかる課税標準の特例措置にわがまち特例が導入されたことに伴い、固定資産税および都市計画税の課税標準の特例割合を2分の1（地方税法の参酌基準：2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下（現行なし））と定める。（付則第10条の2、付則第30条関係）

ウ 緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地の用に供する土地にかかる課税標準の特例措置にわがまち特例が導入されたことに伴い、固定資産税および都市計画税の課税標準の特例割合を3分の2（地方税法の参酌基準：3分の2を参酌して2分の1以上6

分の5以下（現行なし）と定める。（付則第10条の2、付則第30条関係）

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 2(2)アおよびイの改正ならびに2(3)の改正の一部 公布の日

イ 2(1)の改正 平成31年1月1日

ウ 2(2)ウの改正 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日

エ 2(3)の改正の一部 平成31年10月1日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定について、適用年度に関する経過措置を置く。

青梅市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○本則による改正（青梅市市税条例（平成10年条例第34号））

改正後	現行	備考
<p>(固定資産税の課税標準) 第61条 略</p> <p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合) 第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>付 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税にかかる所得割を除く。）を課さない。 2および3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～11 略 12 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>(固定資産税の課税標準) 第61条 略</p> <p>付 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税にかかる所得割を除く。）を課さない。 2および3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～11 略</p>	

13 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 略

(都市計画税の特例)

第30条 略

2 略

3 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5および6 略

7 第5項の規定の適用を受ける宅地等にかかる平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等にかかる当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等にかかる当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものにかかる平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税にかかる前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等にかかる当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものにかかる平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第5項の規定にかかわらず、当該商業地等にかかる当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額

12 略

(都市計画税の特例)

第30条 略

2 略

3および4 略

5 第3項の規定の適用を受ける宅地等にかかる平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等にかかる当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等にかかる当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものにかかる平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税にかかる前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等にかかる当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものにかかる平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第3項の規定にかかわらず、当該商業地等にかかる当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額

(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等にかかる当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10～14 略

15 第5項および第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、第5項および第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、第6項、第8項および第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

16 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項もしくは第45項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第172条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。

17 略

(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等にかかる当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8～12 略

13 第3項および第5項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、第3項および第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、第4項、第6項および第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、第6項から第8項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、第9項から第11項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

14 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項もしくは第42項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第172条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。

15 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第61条の次に1条を加える改正規定、付則第10条の2第12項を同条第14項とし、同条第11項の次に2項を加える改正規定(同条第13項にかかる部分を除く。)、付則第30条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に2項を加える改正規定(同条第4項にかかる部分を除く。)ならびに付則第3条および付則第4条の規定 公布の日

(2) 付則第5条第1項の改正規定および次条の規定 平成31年1月1日

(3) 付則第5条の規定 平成31年10月1日

(4) 付則第10条の2第12項を同条第14項とし、同条第11項の次に2項を加える改正規定（同条第13項にかかる部分に限る。）および付則第30条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に2項を加える改正規定（同条第4項にかかる部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の青梅市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(青梅市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条および新条例」を「青梅市市税条例第82条および」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号 ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号 ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

第82条第2号	3,800円	3,000円
ア(ウ)b	5,000円	4,000円
付則第16条第1項	第82条	青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第12号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
付則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

○付則第5条による改正（青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第12号））

改正後			現行			備考
<p>付 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割にかかる青梅市市税条例第82条および付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>付 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____にかかる新条例第82条および新条例付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
第82条第2号ア	3,900円	3,100円	新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円	
(イ)						
第82条第2号ア	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円	
(ウ) a	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円	
第82条第2号ア	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円	
(ウ) b	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円	
付則第16条第1項	第82条	青梅市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第12号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	新条例付則第16条第1項の表以外の部分	第82条	青梅市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第12号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	
付則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	新条例付則第16条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円	
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第		6,900円	5,500円	
				10,800円	7,200円	

		82条第2号ア(ウ)a		3,800円	3,000円
	6,900円	5,500円		5,000円	4,000円
	10,800円	7,200円			
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b			
	3,800円	3,000円			
	5,000円	4,000円			